

別表（第4条、5条関連）

補助対象事業	基準	補助対象経費	補助率	補助上限
国際認証取得事業	繊維事業者が海外販路開拓を活発化するために、国際認証を新規に取得するもの	新たに国際認証を取得するために認証機関から請求を受けた費用	補助対象経費の3分の2	なし
国際認証取得コンサルタント活用事業	繊維事業者が国際認証を取得するにあたり、技術文書整備、内部監査対応、トレーサビリティ体制構築等に係る技術支援等において、コンサルタントを活用するもの	技術文書整備、内部監査対応、トレーサビリティ体制構築等に係る技術支援などのコンサルタント業務に係る費用	補助対象経費10分の10	なし
海外展示会出展事業	国際認証を取得した繊維事業者が継続的な海外展示会出展の足掛かりとするため、海外展示会に出展するもの	参加出展料	補助対象経費の2分の1	100万円
海外向けECサイト運営事業	国際認証を取得した繊維事業者が海外向けネットショップサイト（ECサイト）の運営を行うもの	自社ECサイトの新規開設、改修、更新または運用に要する経費	補助対象経費の2分の1	10万円
サプライチェーン強靱化設備導入事業	繊維事業者が尾州産地の繊維産業の特徴である分業によるサプライチェーンを強靱化するために繊維設備を導入するもの	機器の取得費用、運搬及び設置にかかる費用、移設に伴うメンテナンス費用	補助対象経費の2分の1	200万円
国際認証更新事業	繊維事業者が取得した国際認証を継続更新していくもの	既に取得した国際認証を更新するために認証機関から請求を受けた費用	補助対象経費について1年目3分の1、2年目4分の1、3年目5分の1（最長3年間）	なし